



阪神東部(猪名川流域圏) 地域総合治水推進計画



阪神東部(猪名川流域圏) 地域総合治水推進計画の概要

- 総合治水は、**河川下水道対策**、**流域対策**、**減災対策**を組み合わせることにより、降雨による浸水の発生を抑制し浸水被害を軽減することを目的として、国・県・市町・県民が相互に連携し、協働して推進します。
- 県は、平成24年4月1日に施行した「総合治水条例」に基づき、総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、地域ごとに「地域総合治水推進計画」を策定しています。

計画地域

「阪神東部地域」とは、**尼崎市**、**伊丹市**、**宝塚市**、**川西市**、**猪名川町**のうち、猪名川や神崎川の流域をはじめとする右図に示す地域です。

過去の浸水被害

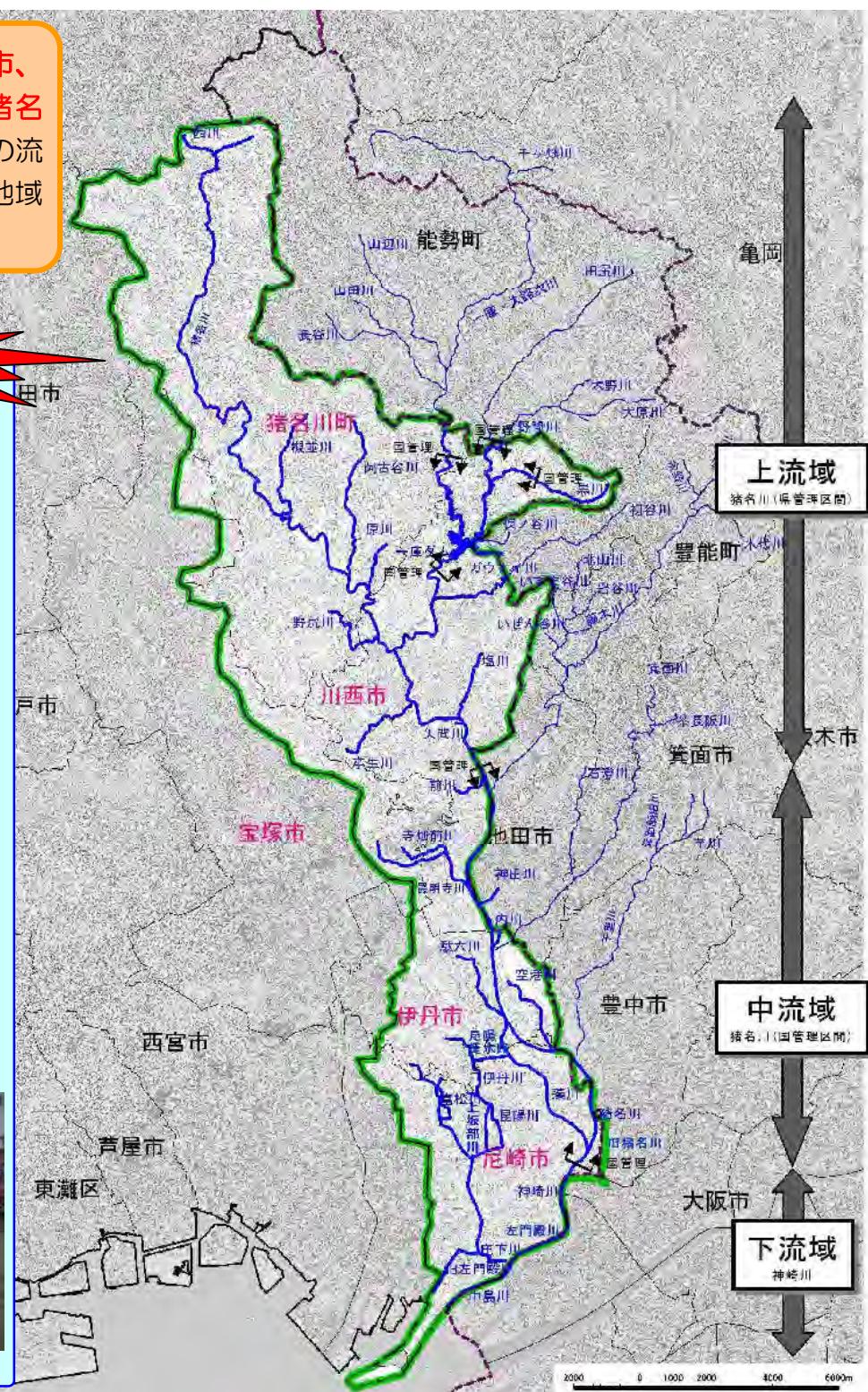
近年大きな浸水被害をもたらしたものとして、大阪国際空港が浸水した平成6年9月の伊丹豪雨、平成9年台風11号、平成16年台風23号、平成24年7月豪雨等があります。

伊丹豪雨(H6)では、108mm/hもの局所的な集中豪雨を記録し、家屋浸水は床上1,365棟、床下2,002棟に及びました。

阪急電鉄伊丹駅の 浸水状況



平成26年8月の台風11号では、川西市等で浸水被害が生じました



計画期間

◆計画期間は、平成26年度から概ね**10年間**とします。

基本目標

◆浸水被害による人的被害の回避又は軽減並びに県民生活及び社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、計画地域の基本的な目標は以下のとおりです。

- ・各主体が明確な意思のもとで総合治水に一丸となって取り組むよう、具体的な目標数値の設定に努めます。
- ・取組の充実を図るため、本計画は適宜見直します。

■ながす：雨水を海域まで流下させる河川下水道対策（P3へ）

河川管理者は、河川整備計画、猪名川流域整備計画※、その他河川対策に関する既定計画に基づき、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進める。

市町は、それぞれの下水道計画に基づき、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進める。

(※：次ページを参照)

■ためる：雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる流域対策（P5へ）

国、県、市町及び県民は、流域整備計画を踏まえつつ、森林、水田、ため池、公園、校庭、庁舎、住宅などにおいて雨水を貯留または浸透させる取組を推進し、地先の浸水被害を軽減する。

実施にあたっては、様々な土地・施設の所有者・管理者それぞれが連携の下、実施可能な対策を積み上げていくよう継続した対策の推進を図る。

■そなえる：浸水した場合の被害を軽減する減災対策（P6へ）

国、県、市町及び県民は、猪名川流域整備計画を踏まえつつ、河川下水道対策や流域対策の進捗に関わらず、情報発信・伝達・把握、避難、建物の耐水機能の付加や被災時の早期生活再建の取組等を推進し、人命はもとより社会経済活動への深刻な被害を回避・軽減する。

総合治水の推進に関する基本的な方針

県・市町…流域整備計画に基づくこれまでの取組実績を踏まえた総合治水を推進

県 民…自ら流域対策や減災対策に取り組むよう努め、行政が実施する総合治水に関する施策に協力

国(河川管理者)…県・市町と連携を図りながら、河川対策や減災対策を継続するとともに、これまでの取組経緯を踏まえた総合治水の啓発等

河川

河川下水道対策

下水道(雨水)

◆河川管理者である国及び県は、河川整備基本方針、河川整備計画、猪名川流域整備計画、その他河川対策に関する既定計画に基づき、河川の整備及び維持を行います。

その際、上下流バランスに配慮し、各河川管理者との密な進度調整、情報共有を図りながら、効率的かつ効果的な河川対策に努めます。

◆市町は、管理している河川等について、適切な維持管理を行います。

流域対策

◆猪名川流域整備計画に基づく調節池や雨水貯留浸透施設等の整備が進められており、これら施設の保全と活用を図るとともに、浸水被害の頻発地域ではため池や調節池、学校や公園等を活用し一時的に雨水を貯留することで、地先での浸水被害を軽減します。

◆ポンプ施設(河川管理施設以外)については、関係機関の連携のもと、運転調整のためのルールづくりを目指します。

◆遊水機能を有する土地の保全に努めます。

◆森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、公的関与による森林管理の徹底、多様な担い手による森づくり活動の推進を基本方針として、「新ひょうごの森づくり:第2期対策(平成24～33年度)」を推進します。

減災対策

◆浸水想定区域図及びハザードマップ等の周知徹底を図ります。

◆雨量・水位データや河川ライブカメラ等による河川の状況に関する情報提供を行います。

◆既存の水防に係る組織、団体等の活動内容や既存防災施設等を活かして、水害が発生した場合でも被害を軽減化する対策を進めます。

◆建物の耐水機能等の浸水被害の防止対策を進めます。

◆浸水被害から早期に生活再建できる対策に取り組みます。

これまでの総合治水の取組：「猪名川流域整備計画」

- ◆猪名川流域では、急激な都市化に伴う雨水流出量の増加に対応するため、昭和55年に国、大阪府、県、流域府県10市町及び水資源開発公団(現独立行政法人水資源機構)からなる「猪名川流域総合治水対策協議会(以下、「対策協議会」という。)」を設置し、対策協議会における諸調整・検討を経て、昭和57年には流域の開発計画等と連動した総合的な治水対策の内容等を定めた「猪名川流域整備計画(以下、「流域整備計画」という。)」が策定されました。
- ◆以後、この流域整備計画に基づき、国・府・県・市町・水資源機構の連携のもと、河川対策や流域対策を中心とする様々な総合治水に関する取組を進めています。

ながす：河川下水道対策

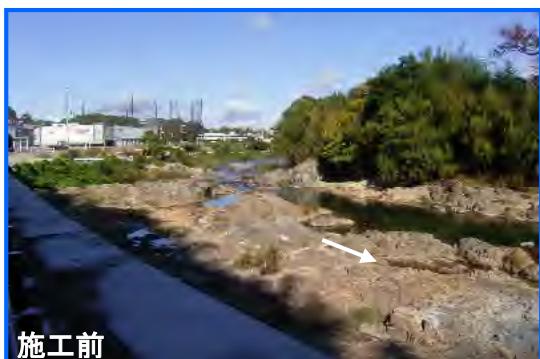
河川の整備及び維持

(1) 河道

- ◆**国及び県**は、河川対策に関する既定計画にしたがって引き続き事業を実施するとともに、堤防、護岸、排水機場等の河川管理施設が十分に機能するように、適切な維持管理を行います。
- ◆**市町**は、それぞれが管理する準用河川や普通河川などについて、適切な維持管理を行います。
- ◆**国、県、市町**は、土砂、流木、樹木等によって川の流れが阻害されていないか河川の巡視によって点検し、治水上問題があると判断した場合には河道の洪水流下機能を十分に発揮できるよう適切な断面の維持管理に努めます。



河川対策（伊丹市森本(国施工)）



河川対策（川西市多田院付近(県施工)）

(2)ダム（一庫ダム）

- ◆阪神東部地域には唯一のダムとして、一庫ダムが設置されています。
- ◆昭和57年の完成以降、大きな治水効果を発揮してきましたが、中小規模の洪水にもその効果を発揮させるため、平成12年に洪水調節方法を変更しています。
- ◆今後、ダム管理者である独立行政法人水資源機構は、河川管理者と連携を図りながら、下流の河道整備の進捗等に応じた最適な洪水調節方法を検討します。

【参考：一庫ダムの治水効果例】

平成25年9月の台風18号時に、一庫ダム流域では1時間最大雨量28mm、総雨量293mmを観測しました。

一庫ダムでは、約470m³/s(管理開始以来最大)の最大流入量があり、この流入量の約7割(約320m³/s)を調節し、約800万m³(京セラドーム大阪約7杯分)をダムに貯留しました。

この結果、ダム下流の多田院地点(川西市)では水位を約0.9m、小戸地点(川西市、池田市)では水位を約0.6m低下させ、洪水被害の軽減に努めました。



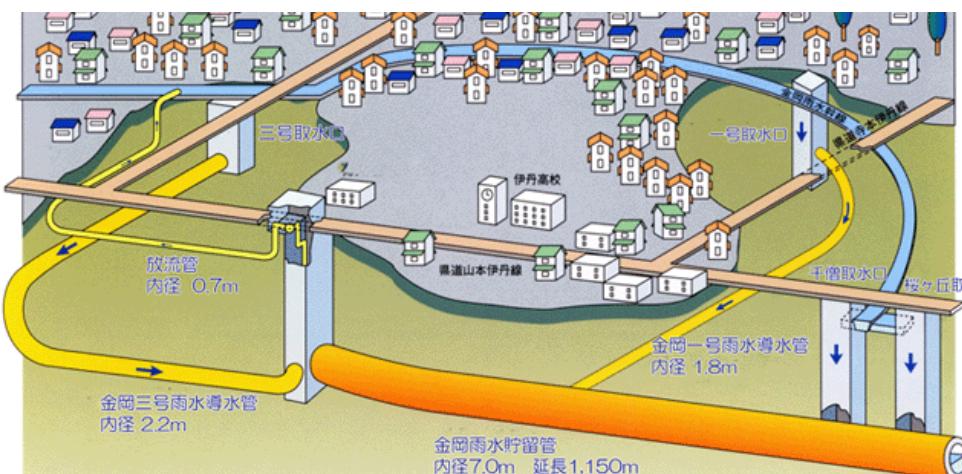
平成25年9月の台風18号における一庫ダムの貯留

下水道の整備及び維持

- ◆市町は、それぞれの下水道計画に基づき、下水道の整備を推進するとともに、管きょやポンプ施設について、適切に維持管理を行います。
- ◆市町は、内水被害が頻発する地域では、雨水排水施設等の整備に要する期間及び効果を勘案し、雨水を貯める貯留管や貯水槽など雨水貯留施設等を効果的に組み合わせた施策の検討等の取組を進めます。

計画地域の市町の下水道(雨水計画)の概要

市町名	下水道の種類	雨水排水区域面積(ha)	雨水整備済み面積(ha)	整備率(%)	計画降雨強度(mm/hr)
猪名川町	流域関連公共下水道	666.00	479.00	71.9	57
	特定環境保全公共下水道	449.00	13.00	2.9	57
川西市	流域関連公共下水道	2,701.22	2,210.66	81.8	51
	特定環境保全公共下水道	48.54	38.20	78.7	51
宝塚市	流域関連公共下水道	2,663.74	2,408.69	90.4	46.8
伊丹市	流域関連公共下水道	1,357.65	1,022.18	75.3	47
尼崎市	流域関連公共下水道(原田)	20.00	18.60	93.0	46.8
	流域関連公共下水道(武庫川)	2,027.08	2,026.47	100.0	51.7
	公共下水道	1,953.30	1,926.38	98.6	46.8



(施設の内部)

下水道対策として整備した雨水貯留施設（伊丹市 金岡雨水貯留施設）

ためる：流域対策

◆学校、公園、ため池等を活用して一時的に雨水を貯留・浸透することによって、河川や下水道への雨水の流出を抑制します。

(1)調整池の設置及び保全

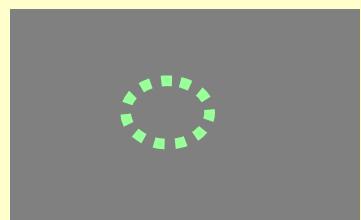
- ・1ha以上の開発に対する重要調整池の設置
(開発者)
- ・市独自基準による調整池等の設置指導
(宝塚市・伊丹市)
- ・既存施設の適正管理
(施設管理者)
(上記取組を継続する。)

調整池(猪名川町内)



(3)貯水施設の雨水貯留容量の確保

利水ダム・ため池における大雨前の水位下げ等に努める。**(施設所有者)**



一庫ダムでの水位下げ(6~10月)

(2)土地等の雨水貯留浸透機能

- ・学校、公園、庁舎等における雨水貯留浸透機能の確保に努める。**(施設所有者)**
- ・雨水貯留タンク設置費助成を継続実施する。**(市町)**
- ・水田、ため池における雨水貯留機能の向上**(施設所有者)**と普及啓発・技術的助言に努める**(県・市町)**



学校(校庭)における雨水貯留(川西南中学校)



庁舎(駐車場)における浸透舗装(県伊丹庁舎)



雨水貯留タンク(川西市)

【今後の取組予定施設】

- ・県営伊丹野間住宅(駐車場)〔県〕
- ・県立尼崎高等学校(校庭)〔県〕
- ・(仮称)中央公園〔川西市〕

(4)ポンプ施設との調整

関係機関の連携のもと、河川の溢水や堤防決壊等を回避するためのポンプ運転調整のためのルールづくりを目指す。**(国・県・市町)**

(5)遊水機能の維持

河川対策の進捗や周辺土地利用の動向等を踏まえ、遊水機能を有する土地の保全に努める。

(6)森林の整備及び保全

- ・「新ひょうごの森づくり:第2期対策(平成24~33年度)」を推進する。**(県・市町)**
- ・住民参画型森林整備(森林ボランティア)の支援を継続する**(市町)**
- ・「災害に強い森づくり:第2期対策(平成23~29年度)」を推進する。**(県・市町)**



森林ボランティア(猪名川町)

そなえる：減災対策

◆平時から水害リスクを十分認識し、迅速・円滑な情報伝達・避難体制を整備することが重要です。

(1) 浸水が想定される区域の指定および県民の情報の把握

- ・浸水想定区域図の作成・見直し・改良及び関係市町への通知に努める。(国・県)
- ・ハザードマップの見直し・改良、県民への周知に努める。(市町)
- ・CGハザードマップの改良、周知に努める。(県)
- ・まごと・まちごとハザードマップを増設する。
- ・防災情報を収集し、水害リスクに対する認識の向上に努める。(県民)

CGハザードマップ(県)



ハザードマップ(川西市の例)



(2) 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

- ・河川情報の収集・リアルタイムの提供と精度の向上に取り組む。(国・県・市町)
- ・「フェニックス防災システム」の精度向上に取り組む。(県)
- ・防災情報の確実な配信に努める。(市町)
- ・情報の把握と自身の安全確保に努める。(県民)

まるごと・まちごとハザードマップ



(3) 浸水による被害の軽減に関する学習

- ・「ひょうご防災リーダー講座」等の研修を継続実施する。(県)
- ・出前講座の開催を継続する。(市町・県民)
- ・地域での防災マップの作成支援、自主防災組織等の活性化を図る取組を推進する。(国・県・市町)

阪神広域防災訓練



(4) 浸水による被害の軽減のための体制の整備

- ・「災害モニター制度」を活用した情報収集、河川等の巡視等の体制づくりに努める。(市町)
- ・他自治体との災害応援要請の仕組みづくりや民間事業者との応援協定締結に努める。(市町)
- ・状況に応じた避難方法も含めて、避難体制を構築する。(市町・県民)

建物等の耐水機能の例



(5) 訓練の実施

- ・防災関係機関等で構成する「水防連絡会」を引き続き毎年出水期前に開催する。(国・県・市町)
- ・関係機関や県民の参加による総合防災訓練を継続実施する。(市町・県民)
- ・関係機関と合同の水防訓練を継続実施する。(国・県・市町)

フェニックス共済(パンフレット)



(6) 建物等の耐水機能

- ・自らが所有する建物等の敷地の嵩上げや遮水壁設置、電気設備の高所設置に努める。(建物所有者)

【今後の取組予定施設】

尼崎総合医療センター(敷地嵩上、設備高所設置) [県]

(7) 浸水による被害からの早期の生活の再建

- ・浸水被害から早期に生活を再建するため、フェニックス共済等の県民への周知及び加入の促進に努める。(県・市町)
- ・フェニックス共済等により生活基盤の回復に備えるよう努める。(県民)

環境の保全と創造への配慮

河川下水道対策や流域対策を検討・実施する際は、環境に関する法令、施策、関連計画との整合を図りながら、河川環境、水田・ため池環境、森林環境等の阪神東部地域の自然環境の特性に応じて、それらの保全と創造に配慮します。

総合治水を推進するにあたって必要な事項

(1) 地域住民相互の連携

県民は、**総合治水に関する意識の向上・共有化**を図るとともに、地域住民が協力して安全かつ迅速に避難できるよう、避難訓練等に努めます。

国、県及び市町は、総合治水に関する普及啓発活動や訓練、防災学習の機会の提供を通じ、地域住民の相互連携のもと、**総合治水に取り組む意識**を醸成するよう努めます。

(2) 土地利用計画策定者との連携

関係法令等に基づく土地利用計画を定める場合、浸水想定区域内での市街地の拡大や雨水貯留浸透機能を著しく減失するような開発等は避けることが望ましいため、県は、土地利用計画を定める者に対し、**これらの事項を考慮した上で当該計画を定める**よう求めていきます。

(3) 対策協議会及び大阪府との関係

県は、対策協議会に対して、推進計画に基づく取組状況や推進協議会の意見等を適宜報告するとともに、対策協議会から得られた意見を踏まえて推進計画を見直す等して、**総合治水の取組を充実させる**ものとします。

特に、猪名川等の河川管理者であり猪名川流域下水道管理者等でもある**大阪府**に対しては、推進協議会への陪席を求め、推進計画に係る情報を共有した上で、**相互に連携を図る**ものとします。

(4) 財源の確保

県及び市町は、所有する施設について、率先して雨水貯留浸透機能や耐水機能を備えるため、補助金等、有利な**財源の確保**に努めます。

国、県及び市町は、各主体の取組を促進するための財政的支援等について、ニーズや整備効果を踏まえ、検討を進めます。

(5) 計画の見直しについて

国、県、市町及び県民は、推進協議会において、流域整備計画との整合を図りつつ、推進計画の進捗状況等について協議します。県は、推進協議会や対策協議会の意見を踏まえて**推進計画を適宜見直します**。

さらに、各主体が総合治水に一丸となって取り組むよう、具体的な目標数値の設定に努めます。

お問い合わせ先

(阪神東部地域総合治水推進計画に関すること)

兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所 企画調整担当

TEL : (0797)-83-3101 FAX : (0797) 86-4329

E-mail : Takarazukadoboku@pref.hyogo.lg.jp

ホームページ : <http://web.pref.hyogo.lg.jp/takarazukadoboku//index.html>

(総合治水全般に関すること)

兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課

TEL : 078-362-9261 FAX : 078-362-3942

E-mail : chisui@pref.hyogo.lg.jp

ホームページ : <http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/sougouchisui-jyorei.html>